

公益財団法人鉄鋼環境基金 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るために、公益財団法人鉄鋼環境基金（以下「本財団」という。）定款第19条及び第38条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本財団の役員等については、常勤、非常勤を問わず、報酬、賞与及び退職金を支給しない。

- 2 役員が事務局職員を兼務する場合には、職員給与規程に従うものとする。
- 3 事務局職員を兼務する役員が事務局職員を退職する場合には、退職金規程に従うものとする。

(講師謝金及び原稿料)

第4条 役員等が理事長よりセミナー、研修会若しくはシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときは、別に定める「旅費・会議費・謝金・慶弔金等規程」に従い、講師謝金又は原稿料を支給する。

(費用)

第5条 本財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、別に定

める「旅費・会議費・謝金・慶弔金等規程」に従うものとする。

(公表)

第6条 本財団は、本規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 本規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第8条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附則

本規程は、公益法人の設立の日から施行する。(平成22年3月17日評議員会議決)